

受	付
06.6.20	
産	県
大阪府	

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 20日

大阪府知事 殿

提出者
住 所 大阪府池田市ダイハツ町1番1号

氏 名 ダイハツ工業株式会社
代表取締役社長 井上 雅宏

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 072-754-3885

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ダイハツ工業株式会社 本社(池田)・京都(大山崎)工場(池田地区)
事業場の所在地	大阪府池田市ダイハツ町1番1号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	31 輸送用機械器具製造業（自動車製造）
②事業の規模	2023年度自動車生産台数：4,210台
③従業員数	5588人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 「産業廃棄物処理計画書（第1面） ④産業廃棄物の一連の処理の工程」に示す

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙 管理体制に示す

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉄くず	
	排 出 量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		

別紙 計画書（第2面～第5面）に示す

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉄くず	
	排 出 量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

別紙 計画書（第2面～第5面）に示す

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別内容は、「別紙 計画書（第2面～第5面）に示すとおり。 再資源化を最優先に分別に取り組んでいる。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工場統合後の効率化を推進し、削減に取り組む。 その他、現状の取組みを継続。（昨年度の5%減）

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉄くず	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙 計画書（第2面～第5面）に示す	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉄くず	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙 計画書（第2面～第5面）に示す	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉄くず	-
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙 計画書（第2面～第5面）に示す	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉄くず	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙 計画書（第2面～第5面）に示す	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉄くず	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	別紙 計画書（第2面～第5面）に示す t	
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉄くず	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	別紙 計画書（第2面～第5面）に示す t	
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉄くず	
	全処理委託量	0.54 t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	— t	t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙 計画書（第2面～第5面）に示す 0	
	認定熱回収業者 への処理委託量	— 0	0
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉄くず	
	全処理委託量	0.51 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙 計画書（第2面～第5面）に示す	
	認定熱回収業者への処理委託量	— 0	0
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 産業廃棄物処理計画書（第1面） ④産業廃棄物の一連の処理の工程

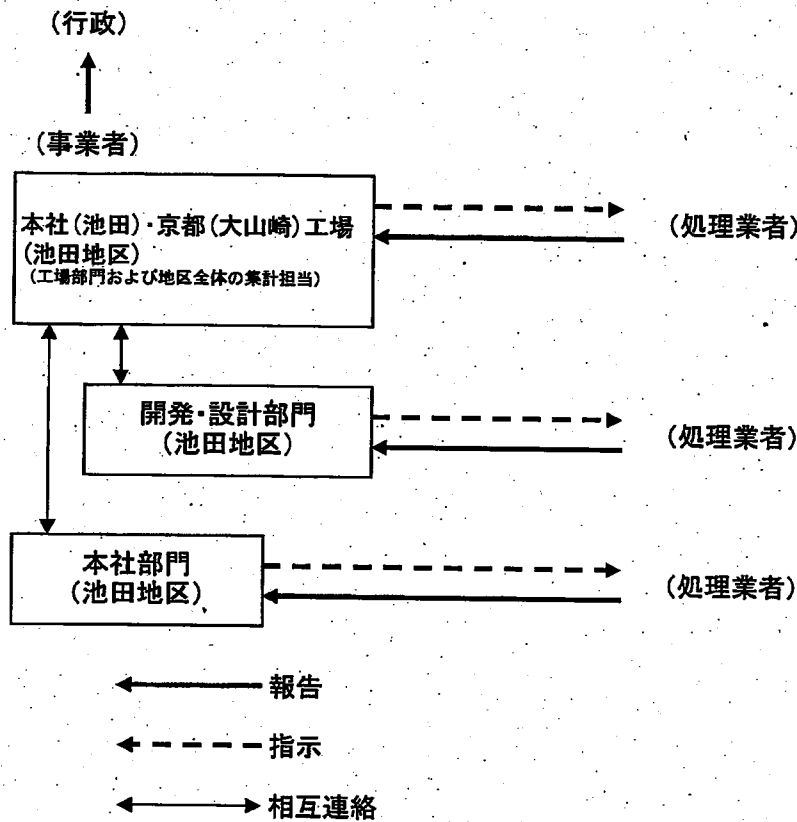
番号	種類			積替え		中間処理	処分
1	鉄くず 廃1斗ペール缶	→	→	→	→	鉄くず 委託処理（圧縮） 原料化	
2	ガラスくず 自動車ガラス	→	→	→	→	ガラスくず 委託処理（破碎） 再資源化	
3	廃プラスチック類 プラスチック（集積場）	→	→	→	→	廃プラスチック類 委託処理（選別破碎） 再資源化	
4	廃プラスチック類 複合廃プラ	→	→	→	→	廃プラスチック類 委託処理（破碎） 再資源化	
5	木くず 廃木材（集積場）	→	→	→	→	木くず 委託処理（破碎） 再資源化	
6	木くず （廃パレット）	→	→	→	→	木くず 委託処理（破碎） 再資源化	
7	木くず （廃パレット）	→	→	→	→	木くず 委託処理（破碎） 再資源化	
8	廃プラスチック類 （硬質廃プラ）	→	→	→	→	廃プラスチック類 委託処理（選別破碎） 再資源化	
9	廃プラスチック類 （軟質廃プラ）	→	→	→	→	廃プラスチック類 委託処理（破碎） 再資源化	
10	照明機器 （蛍光灯）	→	→	→	→	照明機器 委託処理（破碎選別） 再資源化	
11	金属くず（エアバック） エアバック	→	→	→	→	金属くず 委託処理（高温分解） 原料化	
12	汚泥 （脱水汚泥）	→	汚泥 自家処理 脱水	→	→	汚泥 委託処理（混練固化）	
13	汚泥 塗料かす	→	→	→	→	汚泥 委託処理（混練固化）	
14	自動車用プラスチックバンパ 廃バンパー	→	（産廃扱い運搬）	→	→	自動車用プラスチックバンパ 再資源化（破碎）	（売却）
15	汚泥 （設備清掃分）	→	→	→	→	汚泥 委託処理（焼却） 焼却	燃えがら 委託処理 埋立
16	廃油 （設備清掃分）	→	→	→	→	廃油 委託処理（油水分離） 再資源化	
17	汚泥 （廃塗料）	→	→	→	→	汚泥 委託処理（焼却） 焼却	
18	汚泥 （設備清掃分）	→	→	→	→	汚泥 委託処理（機械乾燥） 再資源化	
19	鉱物系廃油 （廃油水）	→	→	→	→	鉱物系廃油 委託処理（油水分離）	
20	廃プラスチック類 （ハマタイト）	→	→	→	→	廃プラスチック 委託処理（混合調整） 再資源化	

別紙 産業廃棄物処理計画書（第1面） ④産業廃棄物の一連の処理の工程

番号	種類			積替え		中間処理	処分
21	一般廃油 (清掃分)	→	→	→	→	一般廃油 委託処理 (焼却) 焼却後再資源化	
22	廃アルカリ (廃LLC)	→	→	→	→	廃アルカリ 委託処理 (混合調整) 混合調整燃料化	
23	廃プラスチック (プラスチック)	→	→	→	→	廃プラスチック 委託処理 (焼却) 焼却後再資源化	
24	廃アルカリ (廃試薬)	→	→	→	→	廃アルカリ 委託処理 (中和)	
25	廃プラスチック類 (複合廃プラ)	→	→	→	→	廃プラスチック 委託処理 (破碎) 原料化	
26	廃電池類 (廃蓄電池)	→	→	→	→	廃電池類 委託処理 (機械乾燥) 再資源化	
27	一般廃油 (廃油)	→	→	→	→	一般廃油 委託処理 (油水分離)	
28	汚泥 (廃試薬)	→	→	→	→	廃酸 委託処理 (焼却) 焼却後再資源化	
29	汚泥 (グリストラップ)	→	→	→	→	汚泥 委託処理 (脱水) 再資源化	

別紙 添付資料 管理体制及び各部署の役割

〔管理体制〕



〔各部署の役割〕

部 署	役 割
本社(池田)・京都(大山崎)工場 (池田地区)	- 産業廃棄物の処分について帳簿等を作成して把握管理 - 産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等 - 処理施設の定期的査察 - 産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 - 保管施設での保管量の把握、記録の作成等 - 産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等 - 処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理 - 産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発 - 各部署間の調整及び指示 - 廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施 - 行政に対する報告等
開発・設計部門 (池田地区)	- 産業廃棄物の処分について帳簿等を作成して統括的に把握管理 - 産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等 - 処理施設の定期的査察 - 産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 - 保管施設での保管量の把握、記録の作成等 - 産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等 - 処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理 - 産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発 - 各部署間の調整及び指示 - 廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討
本社部門 (池田地区)	- 産業廃棄物の処分について帳簿等を作成して統括的に把握管理 - 産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等 - 処理施設の定期的査察 - 産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 - 保管施設での保管量の把握、記録の作成等 - 産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等 - 処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理 - 産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発 - 各部署間の調整及び指示 - 廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討

[illegible]